

函館市契約条例施行規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(延滞違約金等)</p> <p>第27条 市長は、契約者の責めに帰すべき事由により契約者が履行期限までに契約を履行しないときは、工事請負契約ならびに測量および土木建築に関する工事の設計または調査に係る業務委託契約（以下この項においてこれらを「工事関連契約」という。）にあつては遅延日数に応じ、契約金額（第44条の規定による既済部分に係る部分払がある場合は、当該既済部分に相当する額を契約金額から控除した額）に年<u>2.5パーセント</u>の割合を乗じて計算した額に相当する額、工事関連契約以外の契約にあつては遅延日数1日について契約金額（第33条の規定による既納部分に係る部分払がある場合は、当該既納部分に相当する額を契約金額から控除した額）の1,000分の1以上1,000分の5以内の額に相当する額の延滞違約金を徴収することができる。ただし、財産の貸付けまたは処分の契約に係る延滞違約金の率については、この限りでない。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(延滞違約金等)</p> <p>第27条 市長は、契約者の責めに帰すべき事由により契約者が履行期限までに契約を履行しないときは、工事請負契約ならびに測量および土木建築に関する工事の設計または調査に係る業務委託契約（以下この項においてこれらを「工事関連契約」という。）にあつては遅延日数に応じ、契約金額（第44条の規定による既済部分に係る部分払がある場合は、当該既済部分に相当する額を契約金額から控除した額）に年<u>3.0パーセント</u>の割合を乗じて計算した額に相当する額、工事関連契約以外の契約にあつては遅延日数1日について契約金額（第33条の規定による既納部分に係る部分払がある場合は、当該既納部分に相当する額を契約金額から控除した額）の1,000分の1以上1,000分の5以内の額に相当する額の延滞違約金を徴収することができる。ただし、財産の貸付けまたは処分の契約に係る延滞違約金の率については、この限りでない。</p> <p>2～6 (略)</p>